

東京医科大学茨城医療センターにおける保険医療機関の指定取消し処分について

- 東京医科大学茨城医療センターは、医療費の不正請求を行ったため、12月1日から保険医療機関の指定取消し処分を受けました。このため、12月1日以降は保険診療を行えなくなりますので、受診する患者が医療費の全額を窓口で支払う必要があります。
- ただし、同医療センターは、地域における中核的な役割を担っていることもあり、やむをえず同医療センターを受診せざるをえないケースも想定されます。
- このため、当健保組合においては、下記に該当する患者については、これまでと同様の窓口負担（一部負担）とする対応を行うこととしました。受診する際に手続き（療養費の受け取りを同医療センターに委任する手続き）が必要となりますので、印鑑をご持参ください。
- 下記以外の患者については、極力、他の医療機関を受診してください。やむをえず受診した場合は、健保組合からの給付について、当健保組合で判断することとなりますので、ご相談ください。
- ご不便をおかけすることとなりますが、保険医療機関の指定取消し処分を受けた医療機関に対する措置となりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

(記)

新 患	継続受診
<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急車搬送による救急患者、その再診。 ○ 周産期の妊婦。出産後は、異常分娩の場合の母親、新生児に異常があった場合は、その新生児。 周産期は一般的には出産後7日までであるが、上記の出産後のケースは、7日以降も療養費の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12月以前に入院していて、転送搬送により病状が悪化すると思われる患者。 ○ 周産期の妊婦。出産後は、異常分娩の場合の母親、新生児に異常があった場合は、その新生児。 周産期は一般的には出産後7日までであるが、上記の出産後のケースは、7日以降も療養費の対象とする。 ○ 人工透析患者（透析、腹膜かん流） ○ 公費負担の難病疾患の治療を受けている患者の当該治療